

○ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>第1～第7 【略】</p> <p>第8 事後評価等 1・2 【略】 3 改善計画 (1) 【略】 (2) 実施要綱第8の2の <u>(3)</u> の目標の達成が見込まれない計画主体とは、事業活用活性化計画目標の達成率が50%未満である場合をいうものとする。 (3) 実施要綱第8の2の <u>(3)</u> の重点的な指導、助言等によっても事業活用活性化計画目標の達成に向けた改善がみられない計画主体については、農林水産大臣は、改善が見込まれるまでの間、当該計画主体の他の活性化計画に対する交付金の交付を見合わせることをとする（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。</p> <p>4 【略】</p> <p>第9 国の推進体制等 実施要綱第9の2の国における総合的な推進体制を整備するために、地方農政局は、本交付金の効率的かつ効果的な実施に関する助言その他必要な援助に対応するための体制を確立するものとする。</p> <p>第10 交付金交付決定前の着工 1 【略】 2 1により提出を受けた計画主体（都道府県又は市町村が共同して活性化計画を作成している場合はそのいずれかの都道府県又は市町村）又は計画主体である事業実施主体は、交付金交付決定前に着工を行う必要性を検討の上、当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣）に交付決定前着工届を提出するものとする。</p> <p>第11 【略】</p>	<p>第1～第7 【略】</p> <p>第8 事後評価等 1・2 【略】 3 改善計画 (1) 【略】 (2) 実施要綱第8の2の <u>(4)</u> の目標の達成が見込まれない計画主体とは、事業活用活性化計画目標の達成率が50%未満である場合をいうものとする。 (3) 実施要綱第8の2の <u>(4)</u> の重点的な指導、助言等によっても事業活用活性化計画目標の達成に向けた改善がみられない計画主体については、農林水産大臣は、改善が見込まれるまでの間、当該計画主体の他の活性化計画に対する交付金の交付を見合わせることをとする（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。</p> <p>4 【略】</p> <p>第9 国の推進体制等 実施要綱第9の2の国における総合的な推進体制を整備するために、地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局は、本交付金の効率的かつ効果的な実施に関する助言その他必要な援助に対応するための体制を確立するものとする。</p> <p>第10 交付金交付決定前の着工 1 【略】 2 1により提出を受けた計画主体（都道府県又は市町村が共同して活性化計画を作成している場合はそのいずれかの都道府県又は市町村）又は計画主体である事業実施主体は、交付金交付決定前に着工を行う必要性を検討の上、当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、<u>沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長</u>）に交付決定前着工届を提出するものとする。</p> <p>第11 【略】</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>（実施要領）別表 1 事業メニューごとの実施要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業メニュー</th> <th colspan="6">要件類別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">（1）生産基盤及び施設の整備（法第5条第2項第2号イ）</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">基盤整備</td> <td>①農業用排水施設</td> <td><u>4</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②農業用道路</td> <td><u>4</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③暗渠排水</td> <td><u>4</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④客土</td> <td><u>4</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤区画整理</td> <td><u>4</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥農地造成</td> <td><u>4</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【削る】</td> <td>【削る】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦農用地保全</td> <td><u>4</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧土地改良施設保全</td> <td><u>5</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨農業集落道</td> <td><u>2</u></td> <td><u>5</u></td> <td><u>9</u></td> <td><u>20</u></td> <td><u>21</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩連絡農道</td> <td><u>11</u></td> <td><u>19</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑪農業経営高度化等支援</td> <td><u>6</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑫地形図作成</td> <td><u>7</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑬農用地等集団化</td> <td><u>8</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑭林道・作業道</td> <td><u>13</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">生産機械施設</td> <td>⑮新規作物導入支援施設</td> <td><u>12</u></td> <td><u>31</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑯育苗施設</td> <td><u>12</u></td> <td><u>31</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【削る】</td> <td>【削る】</td> <td>【削る】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑰営農飲雑用水施設</td> <td><u>5</u></td> <td><u>12</u></td> <td><u>31</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑱高生産性農業用機械施設</td> <td><u>10</u></td> <td><u>12</u></td> <td><u>28</u></td> <td><u>31</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業メニュー	要件類別						（1）生産基盤及び施設の整備（法第5条第2項第2号イ）								基盤整備	①農業用排水施設	<u>4</u>						②農業用道路	<u>4</u>						③暗渠排水	<u>4</u>						④客土	<u>4</u>						⑤区画整理	<u>4</u>						⑥農地造成	<u>4</u>						【削る】	【削る】						⑦農用地保全	<u>4</u>						⑧土地改良施設保全	<u>5</u>						⑨農業集落道	<u>2</u>	<u>5</u>	<u>9</u>	<u>20</u>	<u>21</u>		⑩連絡農道	<u>11</u>	<u>19</u>					⑪農業経営高度化等支援	<u>6</u>						⑫地形図作成	<u>7</u>						⑬農用地等集団化	<u>8</u>						⑭林道・作業道	<u>13</u>						生産機械施設	⑮新規作物導入支援施設	<u>12</u>	<u>31</u>					⑯育苗施設	<u>12</u>	<u>31</u>					【削る】	【削る】	【削る】					⑰営農飲雑用水施設	<u>5</u>	<u>12</u>	<u>31</u>				⑱高生産性農業用機械施設	<u>10</u>	<u>12</u>	<u>28</u>	<u>31</u>			<p>（実施要領）別表 1 事業メニューごとの実施要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業メニュー</th> <th colspan="6">要件類別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">（1）生産基盤及び施設の整備（法第5条第2項第2号イ）</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">基盤整備</td> <td>①農業用排水施設</td> <td><u>6</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②農業用道路</td> <td><u>6</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③暗渠排水</td> <td><u>6</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④客土</td> <td><u>6</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤区画整理</td> <td><u>6</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥農地造成</td> <td><u>6</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦交換分合</td> <td><u>6</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧農用地保全</td> <td><u>6</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨土地改良施設保全</td> <td><u>7</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩農業集落道</td> <td><u>4</u></td> <td><u>7</u></td> <td><u>11</u></td> <td><u>22</u></td> <td><u>23</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑪連絡農道</td> <td><u>13</u></td> <td><u>21</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑫農業経営高度化等支援</td> <td><u>8</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑬地形図作成</td> <td><u>9</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑭農用地等集団化</td> <td><u>10</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑮林道・作業道</td> <td><u>15</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">生産機械施設</td> <td>⑯新規作物導入支援施設</td> <td><u>14</u></td> <td><u>33</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑰育苗施設</td> <td><u>14</u></td> <td><u>33</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑱農林水産物運搬施設</td> <td><u>14</u></td> <td><u>33</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑲営農飲雑用水施設</td> <td><u>7</u></td> <td><u>14</u></td> <td><u>33</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑳高生産性農業用機械施設</td> <td><u>12</u></td> <td><u>14</u></td> <td><u>30</u></td> <td><u>33</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業メニュー	要件類別						（1）生産基盤及び施設の整備（法第5条第2項第2号イ）								基盤整備	①農業用排水施設	<u>6</u>						②農業用道路	<u>6</u>						③暗渠排水	<u>6</u>						④客土	<u>6</u>						⑤区画整理	<u>6</u>						⑥農地造成	<u>6</u>						⑦交換分合	<u>6</u>						⑧農用地保全	<u>6</u>						⑨土地改良施設保全	<u>7</u>						⑩農業集落道	<u>4</u>	<u>7</u>	<u>11</u>	<u>22</u>	<u>23</u>		⑪連絡農道	<u>13</u>	<u>21</u>					⑫農業経営高度化等支援	<u>8</u>						⑬地形図作成	<u>9</u>						⑭農用地等集団化	<u>10</u>						⑮林道・作業道	<u>15</u>						生産機械施設	⑯新規作物導入支援施設	<u>14</u>	<u>33</u>					⑰育苗施設	<u>14</u>	<u>33</u>					⑱農林水産物運搬施設	<u>14</u>	<u>33</u>					⑲営農飲雑用水施設	<u>7</u>	<u>14</u>	<u>33</u>				⑳高生産性農業用機械施設	<u>12</u>	<u>14</u>	<u>30</u>	<u>33</u>		
事業名	事業メニュー	要件類別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
（1）生産基盤及び施設の整備（法第5条第2項第2号イ）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
基盤整備	①農業用排水施設	<u>4</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	②農業用道路	<u>4</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	③暗渠排水	<u>4</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	④客土	<u>4</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	⑤区画整理	<u>4</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	⑥農地造成	<u>4</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	【削る】	【削る】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	⑦農用地保全	<u>4</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	⑧土地改良施設保全	<u>5</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	⑨農業集落道	<u>2</u>	<u>5</u>	<u>9</u>	<u>20</u>	<u>21</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	⑩連絡農道	<u>11</u>	<u>19</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	⑪農業経営高度化等支援	<u>6</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	⑫地形図作成	<u>7</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	⑬農用地等集団化	<u>8</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
⑭林道・作業道	<u>13</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
生産機械施設	⑮新規作物導入支援施設	<u>12</u>	<u>31</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	⑯育苗施設	<u>12</u>	<u>31</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	【削る】	【削る】	【削る】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	⑰営農飲雑用水施設	<u>5</u>	<u>12</u>	<u>31</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	⑱高生産性農業用機械施設	<u>10</u>	<u>12</u>	<u>28</u>	<u>31</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	事業名	事業メニュー	要件類別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
（1）生産基盤及び施設の整備（法第5条第2項第2号イ）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
基盤整備	①農業用排水施設	<u>6</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	②農業用道路	<u>6</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	③暗渠排水	<u>6</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	④客土	<u>6</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	⑤区画整理	<u>6</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	⑥農地造成	<u>6</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	⑦交換分合	<u>6</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	⑧農用地保全	<u>6</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	⑨土地改良施設保全	<u>7</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	⑩農業集落道	<u>4</u>	<u>7</u>	<u>11</u>	<u>22</u>	<u>23</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	⑪連絡農道	<u>13</u>	<u>21</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	⑫農業経営高度化等支援	<u>8</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	⑬地形図作成	<u>9</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	⑭農用地等集団化	<u>10</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	⑮林道・作業道	<u>15</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
生産機械施設	⑯新規作物導入支援施設	<u>14</u>	<u>33</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	⑰育苗施設	<u>14</u>	<u>33</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	⑱農林水産物運搬施設	<u>14</u>	<u>33</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	⑲営農飲雑用水施設	<u>7</u>	<u>14</u>	<u>33</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	⑳高生産性農業用機械施設	<u>12</u>	<u>14</u>	<u>30</u>	<u>33</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

	⑱農業経営改善安定機械施設	12	31						
	【削る】	【削る】	【削る】	【削る】					
	⑳林業機械施設	14	31						
	㉑特用林産物生産施設	14	31						
	㉒種苗生産・蓄養殖施設	15	31						
処理加工・集出荷貯蔵施設	㉓農林水産物処理加工施設	10	12	28	31				
	㉔乾燥調製貯蔵施設	12	28	31					
	㉕農林水産物集出荷貯蔵施設	10	12	15	28	31			
新規就業者等技術習得管理施設	㉖新規就業者等技術習得管理施設	12	23						
	【削る】	【削る】							
(2) 生活環境施設の整備 (法第5条第2項第2号ロ)									
簡易給排水施設	㉗簡易給排水施設	2	21	26					
	【削る】	【削る】	【削る】	【削る】					
	㉘飲雑用水施設	9	20	26					
防災安全施設	㉙防災安全施設	5	9	20	26				
農山漁村定住促進施設	㉚農山漁村定住促進施設	27							
(3) 地域間交流拠点の整備 (法第5条第2項第2号ハ)									
地域資源活用総合交流促進施設	㉛都市農山漁村総合交流促進施設	2	17	23	26				
	㉜廃校・廃屋等改修交流施設	2	19	23	26				
	㉝受入機能強化施設	2	31						
	【削る】	【削る】	【削る】						
	㉞木材利活用促進施設	14	25						
	㉟地域資源活用交流促進施設	17	26						
	㊱地域連携販売力強化施設	12	24	26					
農林漁業・農山漁村体験施設	㊲農林漁業・農山漁村体験施設	2	3	9	17	20	23	24	26
自然環境等活用交流学習施設	【削る】	【削る】	【削る】	【削る】	【削る】				
	㊳自然環境保全・活用交流施設	2	9	19	20	23	24	26	
	㊴宿泊体験活動受入拠点施設	2							
	㊵教養文化・知識習得施設	18	23	24	26				
(4) その他省令で定める事業 (法第5条第2項第2号ニ)									
遊休農地解消支援	㊶遊休農地解消支援	【削る】	【削る】	3					
地域資源活用起業支援施設	㊷地域資源活用起業支援施設	16	26						
地域資源循環活用施設	㊸リサイクル施設	12	23	26					
	㊹自然・資源活用施設	12	23	26	29				
地域住民活動支援促進施設	㊺高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	22	23	26					
	【削る】	【削る】							
	㊻船舶離発着施設	26							
	㊼集落拠点強化施設	27							
土地利用調整	㊽土地利用調整	8							
農地等補完保全整備	㊾産地振興追加補完整備	10							
	㊿小規模農林地等保全整備	1	3	5	9	11	19	20	30
景観・生態系保全整備	㉀景観・生態系保全整備	1	9	20	23	26			
新用途米穀生産製造連携支援	㉁新用途米穀生産製造連携支援	28							

	㉑農業経営改善安定機械施設	14	33						
	㉒農林業基盤整備用機械	5	14	33					
	㉓林業機械施設	16	33						
	㉔特用林産物生産施設	16	33						
	㉕種苗生産・蓄養殖施設	17	33						
処理加工・集出荷貯蔵施設	㉖農林水産物処理加工施設	12	14	30	33				
	㉔乾燥調製貯蔵施設	14	30	33					
	㉕農林水産物集出荷貯蔵施設	12	14	17	30	33			
新規就業者等技術習得管理施設	㉖新規就業者等技術習得管理施設	14							
	㉗林業技術研修施設	25							
(2) 生活環境施設の整備 (法第5条第2項第2号ロ)									
簡易給排水施設	㉘簡易給排水施設	4	23						
	㉙簡易排水施設	4	23	28					
	㉚飲雑用水施設	11	22	28					
防災安全施設	㉛防災安全施設	7	11	22	28				
農山漁村定住促進施設	㉜農山漁村定住促進施設	29							
(3) 地域間交流拠点の整備 (法第5条第2項第2号ハ)									
地域資源活用総合交流促進施設	㉝都市農山漁村総合交流促進施設	4	19	25	28				
	㉞廃校・廃屋等改修交流施設	4	21	25	28				
	㉟受入機能強化施設	4	33						
	㊱交流活動基盤施設	11	22						
	㊲木材利活用促進施設	16	27						
	㊳地域資源活用交流促進施設	19	28						
	㊴地域連携販売力強化施設	14	26	28					
農林漁業体験施設	㊵農林漁業体験施設	4	5	11	19	22	25	26	28
自然環境等活用交流学習施設	㊶農山漁村体験施設	19	25	26	28				
	㊷自然環境保全・活用施設	4	11	21	22	25	26	28	
	㊸宿泊体験活動受入拠点施設	4							
	㊹教養文化・知識習得施設	20	25	26	28				
(4) その他省令で定める事業 (法第5条第2項第2号ニ)									
遊休農地解消支援	㊶遊休農地解消支援	1	2						
地域資源活用起業支援施設	㊷地域資源活用起業支援施設	18	28						
地域資源循環活用施設	㊸リサイクル施設	14	25	28					
	㊹自然・資源活用施設	14	25	28	31				
地域住民活動支援促進施設	㊺高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	24	25	28					
	㊻健康管理等情報連絡施設	24							
	㊼船舶離発着施設	28							
	㊽集落拠点強化施設	29							
土地利用調整	㊾土地利用調整	10							
農地等補完保全整備	㊿産地振興追加補完整備	12							
	㉀小規模農林地等保全整備	3	5	7	11	13	21	22	32
景観・生態系保全整備	㉁景観・生態系保全整備	3	11	22	25	28			
新規需要米生産製造連携支援	㉂新規需要米生産製造連携支援	30							

2 要件類別

要件 類別	事業実施主体	交付額算定交付率	要件
削る	削る	削る	削る
削る	削る	削る	削る
1	【略】	1/2 (奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島をいう。以下この別表において同じ。))は5.2/10以内)	【略】
2	都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人(農村振興局長が別に定める基準に該当するものに限る。以下この別表において同じ。)、PFI事業者(民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項の選定事業者をいう。以下この別表において同じ。))又はNPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の規定による特定非営利活動法人をいう。以下この別表において同じ。))また、農村振興局長が別に定める基準に該当するものに限る。 ただし、農村振興局長が別に定める場合においては、その定めるところによるものとする。	1/2	1 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第5条第1項に規定する市町村計画(交付対象計画の決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。)に定める整備地区の区域であること。ただし、農村振興局長が別に定める場合はこの限りではない。 2 別表の1の事業メニュー欄の㉗の簡易給排水施設、㉘の受入機能強化施設及び㉙の宿泊体験活動受入拠点施設の整備については、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
3	都道府県、市町村、土地改	1/2	1 遊休農地の解消を通じて農地の有効利用及び地域振興が図られるこ

2 要件類別

要件 類別	事業実施主体	交付額算定交付率	要件
1	都道府県、都道府県農業会議又はNPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の規定による特定非営利活動法人をいう。以下この別表において同じ。))	1/2	都道府県内の市町村又は団体等において別表の1の事業メニュー欄の㉚の遊休農地解消支援及び同表の1の要件類別欄に5が掲げられている事業メニュー欄の事業のいずれかが実施され、又は実施されると見込まれること。
2	市町村、農業協同組合、森林組合、地方公共団体等が出資する法人(農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。以下この別表において同じ。)、農業委員会又はNPO法人	1/2	1 遊休農地(統計法(昭和22年法律第18号)、統計法施行令(昭和24年政令第130号)及び農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号)に基づいて行われている農業センサスで用いている耕地(農作物の栽培を目的とする土地をいう。))のうち、過去1年間以上作物を栽培せず、かつ、今後数年の間に再び耕作を行う明示的な意思のない土地として耕作放棄地に分類されている耕地をいう。以下この別表において同じ。))の解消を通じて農地の有効利用及び地域振興が図られること。 2 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
3	【略】	1/2 (沖縄県は2/3以内、奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島をいう。以下この別表において同じ。))は5.2/10以内)	【略】
4	都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者(民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項の選定事業者をいう。以下この別表において同じ。))又はNPO法人(農村振興局長が別に定める基準に該当するものに限る。))ただし、農村振興局長が別に定める場合においては、その定めるところによるものとする。	1/2(沖縄県は、2/3) ただし、NPO法人が事業実施主体である場合においては、農村振興局長が別に定める率	1 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第5条第1項に規定する市町村計画(交付対象計画の決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。)に定める整備地区の区域であること。ただし、農村振興局長が別に定める場合はこの限りではない。 2 別表の1の事業メニュー欄の㉚の簡易給排水施設、㉛の簡易排水施設、㉜の受入機能強化施設及び㉝の宿泊体験活動受入拠点施設の整備については、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
5	市町村、土地改良区、農業	1/2	1 遊休農地の解消を通じて農地の有効利用及び地域振興が図られるこ

<p>良区、農業協同組合、<u>都道府県農業会議、NPO法人、森林組合、農業委員会、農地中間管理機構</u>（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下この別表において同じ。）、農地利用集積円滑化団体（市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で基盤強化法第4条第3項第1号に規定する農林水産省令で定める要件に該当するものをいう。以下この別表において同じ。）、地方公共団体等が出資する法人又は農林漁業者等の組織する団体</p> <p>ただし、農村振興局長が別に定める場合にあつては、その定めるところによるものとする。</p>	<p>ただし、事業メニュー欄の⑤の小規模農林地等保全整備のうち農村振興局長が別に定めるものについては定額</p>	<p>と。</p> <p><u>2 遊休農地（統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて行われている農業センサスで用いている耕地（農作物の栽培を目的とする土地をいう。）のうち、過去1年間以上作物を栽培せず、かつ、今後数年の間に再び耕作を行う明示的な意思のない土地として耕作放棄地に分類されている耕地をいう。以下この別表において同じ。）の解消を通じて農地の有効利用及び地域振興が図られること。</u></p> <p><u>3 受益地は、農業振興地域のうちの農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）とし、荒廃農地のほか、これと一体的に整備することが必要な隣接農地を含むこととする。ただし、市民農園の整備、教育ファームの整備等その整備が農業生産を主たる目的としない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。</u></p>		<p>協同組合、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下この別表において同じ。）、農地利用集積円滑化団体（市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で基盤強化法第4条第3項第1号に規定する農林水産省令で定める要件に該当するものをいう。以下この別表において同じ。）、地方公共団体等が出資する法人又は農林漁業者等の組織する団体</p> <p>ただし、農村振興局長が別に定める場合にあつては、その定めるところによるものとする。</p>	<p><u>（沖縄県は2/3）</u></p> <p>ただし、事業メニュー欄の⑥の小規模農林地等保全整備のうち農村振興局長が別に定めるものについては定額</p>	<p>と。</p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>2 受益地は、農業振興地域のうちの農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）とし、遊休農地のほか、これと一体的に整備することが必要な隣接農地を含むこととする。ただし、市民農園の整備、教育ファームの整備等その整備が農業生産を主たる目的としない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。</u></p>
<p><u>4</u> 【略】</p>	<p>1/2 （次の(1)から(7)の要件のいずれかに該当する地域(以下この別表において「六法指定地域等」という。)は5、5/10、奄美群島は6/10) (1)～(7) 【略】</p>	<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、次のいずれかの要件を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。</p> <p>1 【略】 <u>【削る】</u></p>	<p><u>6</u> 【略】</p>	<p>1/2 （次の(1)から(7)の要件のいずれかに該当する地域(以下この別表において「六法指定地域等」という。)は5、5/10、<u>沖縄県は8/10</u>、奄美群島は6/10) (1)～(7) 【略】</p>	<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、次のいずれかの要件を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。<u>なお、2の要件による本要件類別に該当する事業に係る交付対象計画の決定は、平成21年度までとする。</u></p> <p>1 【略】</p> <p><u>2 地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部の第5に基づき作成する地域の水田農業全体のビジョンをいう。以下この別表において同じ。）に即して、事業メニュー欄の①の農業用排水施設、③の暗渠排水、④の客土、⑥の農地造成、⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であること。</u></p> <p><u>ただし、地域水田農業ビジョンに即して、事業メニュー欄の③の暗渠排水、④の客土及び⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha未満であるもののうち、その受益地に係る一定団地（受益地と一体的に営農がなされている農地をいう。以下この別表において同じ。）の農地面積が5ha以上であつて、当該一定団地に係る農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下この別表において「担い手農地利用集積率」という。）が25%以上であり、かつ、当該事業の実施により、これらの担い手への農用地の利用集積が次のとおり増加する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>① 交付対象計画の決定（実施要綱第4の2の交付金の交付対象となる活性化計画の決定をいう。以下この別表において同じ。）時における担い手農地利用集積率が25%以上50%未満の場合にあつては、10ポイント以上増加すること。</u></p> <p><u>② 交付対象計画の決定時50%以上55%未満の場合にあつては、60%以上となること。</u></p> <p><u>③ 交付対象計画の決定時55%以上90%未満の場合にあつては、5ポイ</u></p>	<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、次のいずれかの要件を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。<u>なお、2の要件による本要件類別に該当する事業に係る交付対象計画の決定は、平成21年度までとする。</u></p> <p>1 【略】</p> <p><u>2 地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部の第5に基づき作成する地域の水田農業全体のビジョンをいう。以下この別表において同じ。）に即して、事業メニュー欄の①の農業用排水施設、③の暗渠排水、④の客土、⑥の農地造成、⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であること。</u></p> <p><u>ただし、地域水田農業ビジョンに即して、事業メニュー欄の③の暗渠排水、④の客土及び⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha未満であるもののうち、その受益地に係る一定団地（受益地と一体的に営農がなされている農地をいう。以下この別表において同じ。）の農地面積が5ha以上であつて、当該一定団地に係る農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下この別表において「担い手農地利用集積率」という。）が25%以上であり、かつ、当該事業の実施により、これらの担い手への農用地の利用集積が次のとおり増加する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>① 交付対象計画の決定（実施要綱第4の2の交付金の交付対象となる活性化計画の決定をいう。以下この別表において同じ。）時における担い手農地利用集積率が25%以上50%未満の場合にあつては、10ポイント以上増加すること。</u></p> <p><u>② 交付対象計画の決定時50%以上55%未満の場合にあつては、60%以上となること。</u></p> <p><u>③ 交付対象計画の決定時55%以上90%未満の場合にあつては、5ポイ</u></p>

			<p>2 事業メニュー欄の①の農業用排水施設、②の農業用道路、③の暗渠排水、④の客土、⑤の区画整理、⑥の農地造成及び⑦の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であって、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積が5ha以上であり、受益面積に占める耕作放棄地等（農村振興局長が別に定める農地をいう。以下本要件類別欄において同じ。）の面積の合計面積の割合が6%以上（ただし、担い手農地利用集積率が交付対象計画の決定時において50%以上の場合にあつては、3%以上）となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれること。</p> <p>3 事業メニュー欄の②の農業用道路、⑤の区画整理、⑥の農地造成及び⑦の農用地保全にあつては、上記1から2までによるほか、⑥の農地造成及び⑦の農用地保全にあつては1により行う事業と併せ行うこと。</p>			<p>ト以上増加すること。</p> <p>④ 交付対象計画の決定時90%以上95%未満の場合にあつては、95%以上となること。</p> <p>⑤ 交付対象計画の決定時95%以上の場合にあつては、担い手への利用集積が図られること。</p> <p>3 事業メニュー欄の①の農業用排水施設、②の農業用道路、③の暗渠排水、④の客土、⑤の区画整理、⑥の農地造成及び⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であって、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積が5ha以上であり、受益面積に占める耕作放棄地等（農村振興局長が別に定める農地をいう。以下本要件類別欄において同じ。）の面積の合計面積の割合が6%以上（ただし、担い手農地利用集積率が交付対象計画の決定時において50%以上の場合にあつては、3%以上）となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれること。</p> <p>4 事業メニュー欄の②の農業用道路、⑤の区画整理、⑥の農地造成、⑦の交換分合及び⑧の農用地保全にあつては、上記1から3までによるほか、②の農業用道路及び⑤の区画整理にあつては2により行う事業、⑥の農地造成及び⑧の農用地保全にあつては1により行う事業、⑦の交換分合にあつては、1、2又は3により行う事業と併せ行うこと。</p>	
5	【略】	1/2 (六法指定地域等は5.5/10、奄美群島は6/10)	<p>以下のいずれかの要件を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。</p> <p>1 別表の1の事業メニュー欄の⑨の農業集落道、⑰の営農飲雑用水施設及び⑱の防災安全施設にあつては、要件類別欄の4の要件欄の1又は2により行う事業と併せ行うこと。</p> <p>2 事業メニュー欄の⑧の土地改良施設保全のうち農村振興局長が別に定めるものについては受益面積がおおむね5ha以上であること。ただし、次の場合は、この限りでない。</p> <p>ア 要件類別欄の4の要件欄の1により行う事業と併せ行うものであつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であり、かつ、担い手への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれる場合</p> <p>イ 要件類別欄の4の要件欄の2により行う事業と併せ行うものであつて、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積がおおむね5ha以上であり、受益面積に占める耕作放棄地等の面積の合計面積の割合が6%以上（ただし、担い手農地利用集積率が交付対象計画の決定時において50%以上の場合にあつては3%以上）となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれる場合</p> <p>【削る】</p> <p>3 事業メニュー欄の⑩小規模農林地等保全整備にあつては、要件類別欄の4の要件欄の2により行う事業と併せ行うこと。</p> <p>4 事業メニュー欄の⑧の土地改良施設保全のうち農村振興局長が別に定めるものにあつては、市町村によって地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶルートが計画され、この計画に沿って行われる整備延長の合計が1km以上であること。</p>	7	【略】	1/2 (六法指定地域等は5.5/10、沖縄県は8/10、奄美群島は6/10)	<p>以下のいずれかの要件を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。</p> <p>1 別表の1の事業メニュー欄の⑩の農業集落道、⑲の営農飲雑用水施設及び⑳の防災安全施設にあつては、要件類別欄の6の要件欄の1、2又は3により行う事業と併せ行うこと。</p> <p>2 事業メニュー欄の⑨の土地改良施設保全のうち農村振興局長が別に定めるものについては受益面積がおおむね5ha以上であること。ただし、次の場合は、この限りでない。</p> <p>ア 要件類別欄の6の要件欄の1により行う事業と併せ行うものであつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であり、かつ、担い手への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれる場合</p> <p>イ 要件類別欄の6の要件欄の3により行う事業と併せ行うものであつて、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積がおおむね5ha以上であり、受益面積に占める耕作放棄地等の面積の合計面積の割合が6%以上（ただし、担い手農地利用集積率が交付対象計画の決定時において50%以上の場合にあつては3%以上）となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれる場合</p> <p>3 事業メニュー欄の⑨の土地改良施設保全のうち農村振興局長が別に定めるものにあつては、地域水田農業ビジョンに即して行うものであり、かつ、要件類別欄の6の要件欄の2により行う事業と併せ行うこと。</p> <p>4 事業メニュー欄の⑨の土地改良施設保全のうち農村振興局長が別に定めるものにあつては、地域水田農業ビジョンに即して行うものであり、かつ、要件類別欄の6の要件欄の2により行う事業と併せ行うこと。</p> <p>5 事業メニュー欄の⑩小規模農林地等保全整備にあつては、要件類別欄の6の要件欄の3により行う事業と併せ行うこと。</p> <p>6 事業メニュー欄の⑨の土地改良施設保全のうち農村振興局長が別に定めるものにあつては、市町村によって地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶルートが計画され、この計画に沿って行われる整備延長の合計が1km以上であること。</p>
6	【略】	【略】	<p>別表の1の事業メニュー欄の①から⑦までの事業の実施地区（実施予定地区を含む。以下この別表において「基盤整備地区」という。）において実施することとし、農村振興局長が別に定める要件のほか、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>1 要件類別欄の4の要件欄の1若しくはこれと併せ行う要件欄の3又は要件類別欄の5の要件欄の1若しくは要件欄の2（同要件ただし書</p>	8	【略】	【略】	<p>別表の1の事業メニュー欄の①から⑧までの事業の実施地区（実施予定地区を含む。以下この別表において「基盤整備地区」という。）において実施することとし、農村振興局長が別に定める要件のほか、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>1 要件類別欄の6の要件欄の1若しくはこれと併せ行う要件欄の4又は要件類別欄の7の要件欄の1若しくは要件欄の2（同要件ただし書</p>

			<p>きのイによるものを除く。)により行う事業と併せ行い、かつ、次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 生産基盤整備事業等(事業メニュー欄の①から⑦又は⑨、⑭及び⑲)を行うものをいう。以下この別表において同じ。)の完了時において、担い手農地利用集積率が次のとおり増加することが見込まれること。 ア～キ 【略】</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2 要件類別欄の4の要件欄の1若しくはこれと併せ行う要件欄の4又は要件類別欄の5の要件欄の1若しくは要件欄の2(同要件ただし書きイによるものを除く。)により行う事業と併せ行い、かつ、次の要件を満たすこと。 (1)・(2) 【略】</p> <p>3 要件類別欄の4の要件欄の2若しくはこれと併せ行う要件欄の3又は要件類別欄の5の要件欄の2(同要件ただし書きのイによるものに限る。)若しくは要件欄の3により行う事業と併せ行い、かつ、市町村耕作放棄地解消等基盤整備基本構想(農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長・24生畜第2231号農林水産省生産局長通知)別紙1-1の第4の4に規定する耕作放棄地解消等基盤整備基本構想をいう。)を踏まえて実施すること。</p>
7	【略】	1/2 (六法指定地域等は5.5/10、奄美群島は6/10)	【略】
8	【略】	1/2 (六法指定地域等は5.5/10、奄美群島は6/10)	【略】
9	【略】	1/2 (次の(1)から(6)の要件のいずれかに該当する地域(以下この別表において「五法指定地域等」という。)は5.5/10) (1)～(6) 【略】	【略】
10	【略】	1/2 (六法指定地域等は5.5/10、奄美群島は6/10) ただし、別表の1の事業メニュー欄の⑭の産地振興追加補完整備うち、農村振興局長が別に定めるもの並びに事業メニュー欄の⑮の高生産性農業用機械施設、⑳の農林水産物処理加工施設及び㉑の農林水産物集出荷貯蔵施設については、1/2	【略】
11	【略】	1/2 ただし、農村振	【略】

			<p>きのイによるものを除く。)により行う事業と併せ行い、かつ、次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 生産基盤整備事業等(事業メニュー欄の①から⑧又は⑩、⑱及び㉒)を行うものをいう。以下この別表において同じ。)の完了時において、担い手農地利用集積率が次のとおり増加することが見込まれること。 ア～キ 【略】</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2 要件類別欄の6の要件欄の1若しくはこれと併せ行う要件欄の4又は要件類別欄の7の要件欄の1若しくは要件欄の2(同要件ただし書きイによるものを除く。)により行う事業と併せ行い、かつ、次の要件を満たすこと。 (1)・(2) 【略】</p> <p>3 要件類別欄の6の要件欄の3若しくはこれと併せ行う要件欄の4又は要件類別欄の7の要件欄の2(同要件ただし書きのイによるものに限る。)若しくは要件欄の5により行う事業と併せ行い、かつ、市町村耕作放棄地解消等基盤整備基本構想(農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長・24生畜第2231号農林水産省生産局長通知)別紙1-1の第4の4に規定する耕作放棄地解消等基盤整備基本構想をいう。)を踏まえて実施すること。</p>
9	【略】	1/2 (六法指定地域等は5.5/10、 <u>沖縄県は8/10</u> 、奄美群島は6/10)	【略】
10	【略】	1/2 (六法指定地域等は5.5/10、 <u>沖縄県は8/10</u> 、奄美群島は6/10)	【略】
11	【略】	1/2 (次の(1)から(6)の要件のいずれかに該当する地域(以下この別表において「五法指定地域等」という。)は5.5/10、 <u>沖縄県は2/3</u> ) (1)～(6) 【略】	【略】
12	【略】	1/2 (六法指定地域等は5.5/10、 <u>沖縄県は8/10</u> 、奄美群島は6/10) ただし、別表の1の事業メニュー欄の⑮の産地振興追加補完整備うち、農村振興局長が別に定めるもの並びに事業メニュー欄の⑳の高生産性農業用機械施設、㉑の農林水産物処理加工施設及び㉒の農林水産物集出荷貯蔵施設については、1/2	【略】
13	【略】	1/2( <u>沖縄県は2/3</u> ) ただし、農村振	【略】

		興局長が別に定める場合にあつては5.5/10以内	
<u>1.2</u>	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、農業委員会、P F I 事業者（別表の1の事業メニュー欄の③⑥の地域連携販売力強化施設及び④⑤のリサイクル施設に限る。）又はその他計画主体が指定した者 ただし、農村振興局長が別に定める場合にあつては、その定めるところによるものとする。	1/2 ただし、別表の1の事業メニュー欄の⑱の高生産性農業用機械施設のうち「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長・農蚕園芸局長・畜産局長・食品流通局長・林野庁長官通知。以下「局長通知」という。）の別表第1に掲げる農業用機械（水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールペーラー、家畜ふん尿処理機械を除く。）については1/3、⑱の高生産性農業用機械施設のうち局長通知の別表第1に掲げる水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールペーラー、家畜ふん尿処理機械、局長通知の別表第4に掲げる農業用施設及び⑳⑳の乾燥調整貯蔵施設のうち飼料調製貯蔵施設については4.5/10。また、農村振興局長が別に定める場合にあつては、その定める率	1 【略】 2 別表の1の事業メニュー欄の⑱の農業経営改善安定機械施設については、原則として、事業実施主体が当該施設を利用する農業者にリースすることを条件とし、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
<u>1.3</u>	【略】	1/2	【略】
<u>1.4</u>	【略】	1/2 ただし、別表の1の事業メニュー	1 【略】 2 別表の1の事業メニュー欄の㉔の木材利活用促進施設の整備については、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

		興局長が別に定める場合にあつては5.5/10以内(沖縄県は2/3以内)	
<u>1.4</u>	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、農業委員会、P F I 事業者（別表の1の事業メニュー欄の㉔の地域連携販売力強化施設及び㉕のリサイクル施設に限る。）又はその他計画主体が指定した者 ただし、農村振興局長が別に定める場合にあつては、その定めるところによるものとする。	1/2(沖縄県は2/3) ただし、別表の1の事業メニュー欄の㉔の農林水産物運搬施設については4/10(沖縄県にあつては2/3)、㉕の高生産性農業用機械施設のうち「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長・農蚕園芸局長・畜産局長・食品流通局長・林野庁長官通知。以下「局長通知」という。）の別表第1に掲げる農業用機械（水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールペーラー、家畜ふん尿処理機械を除く。）については1/3(沖縄県にあつては2/3)、㉕の高生産性農業用機械施設のうち局長通知の別表第1に掲げる水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールペーラー、家畜ふん尿処理機械、局長通知の別表第4に掲げる農業用施設、㉔の農林業基盤整備用機械及び㉕の乾燥調整貯蔵施設のうち飼料調製貯蔵施設については4.5/10(沖縄県にあつては2/3)。また、農村振興局長が別に定める場合にあつては、その定める率	1 【略】 2 別表の1の事業メニュー欄の㉔の農業経営改善安定機械施設については、原則として、事業実施主体が当該施設を利用する農業者にリースすることを条件とし、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
<u>1.5</u>	【略】	1/2(沖縄県は2/3)	【略】
<u>1.6</u>	【略】	1/2(沖縄県は2/3) ただし、別表の1の事業メニュー	1 【略】 2 別表の1の事業メニュー欄の㉔の木材利活用促進施設の整備については、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

		欄の㉔の林業機械施設については4.5/10	
<a href="#">15</a>	【略】	1/2 ただし、別表の1の事業メニュー欄の㉔の種苗生産・蓄養殖施設のうち保管作業施設については4.5/10、㉔の種苗生産・蓄養殖施設のうち施肥防除施設及び㉔の農林水産物集出荷貯蔵施設のうち製氷冷蔵施設については4/10	【略】
<a href="#">16</a>	【略】	1/2	【略】
<a href="#">17</a>	【略】	1/2	【略】
<a href="#">18</a>	【略】	1/2	【略】
<a href="#">19</a>	【略】	1/2	1【略】 2 別表の1の事業メニュー欄の㉕の小規模農林地等保全整備のうち農村振興局長が別に定めるものにあつては、集落または基幹施設周辺の5ha未満とする。 3 別表の1の事業メニュー欄の㉕の小規模農林地等保全整備の受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級以下とする。
<a href="#">20</a>	【略】	5.5/10	【略】
<a href="#">21</a>	【略】	1/2 ただし、別表の1の事業メニュー欄の㉖農業集落道のうち農村振興局長が別に定める場合にあつては、5.5/10	1【略】 2 別表の1の事業メニュー欄の㉖の簡易給排水施設の整備については、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
<a href="#">22</a>	【略】	1/2	【略】
<a href="#">23</a>	【略】	1/2	【略】

		欄の㉔の林業機械施設については4.5/10(沖縄県は2/3)	
<a href="#">17</a>	【略】	1/2(沖縄県は2/3) ただし、別表の1の事業メニュー欄の㉔の種苗生産・蓄養殖施設のうち保管作業施設については4.5/10(沖縄県は2/3)、㉔の種苗生産・蓄養殖施設のうち施肥防除施設及び㉔の農林水産物集出荷貯蔵施設のうち製氷冷蔵施設については4/10(沖縄県は2/3)	【略】
<a href="#">18</a>	【略】	1/2(沖縄県は2/3)	【略】
<a href="#">19</a>	【略】	1/2(沖縄県は2/3)	【略】
<a href="#">20</a>	【略】	1/2(沖縄県は2/3)	【略】
<a href="#">21</a>	【略】	1/2(沖縄県は2/3)	1【略】 2 別表の1の事業メニュー欄の㉕の小規模農林地等保全整備のうち農村振興局長が別に定めるものにあつては、集落または基幹施設周辺の5ha未満とする。 3 別表の1の事業メニュー欄の㉕の小規模農林地等保全整備の受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級以下とする。
<a href="#">22</a>	【略】	5.5/10(沖縄県は2/3)	【略】
<a href="#">23</a>	【略】	1/2 (沖縄県は2/3) ただし、別表の1の事業メニュー欄の㉖農業集落道のうち農村振興局長が別に定める場合にあつては、5.5/10(沖縄県は2/3)	1【略】 2 別表の1の事業メニュー欄の㉖の簡易給排水施設及び㉖の簡易排水施設の整備については、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
<a href="#">24</a>	【略】	1/2(沖縄県は2/3) ただし、別表の1の事業メニュー欄の㉗の健康管理等情報連絡施設のうち情報端末機器については4.5/10(沖縄県は2/3)	【略】
<a href="#">25</a>	【略】	1/2(沖縄県は2/3)	【略】

<a href="#">24</a>	【略】	1/2 ただし、農村振興局長が別に定める場合にあつては、その定める率	【略】
<a href="#">25</a>	【略】	【略】	【略】
<a href="#">26</a>	【略】	1/2	【略】
<a href="#">27</a>	【略】	1/2	【略】
<a href="#">28</a>	【略】	【略】	1 本要件類別に該当する事業のために生産される新用途米穀は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第4条第3項の認定生産製造連携事業計画において定められた水田で生産されたものであることを基本とすること。 2 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
<a href="#">29</a>	【略】	1/2 (次の(1)から(6)までのいずれかに該当する地域は5.5/10、離島地域、奄美群島) (1)～(6) 【略】	【略】
<a href="#">30</a>	【略】	【略】	【略】
<a href="#">31</a>	【略】	定額又は3/10以内 ただし、農村振興局長が別に定める場合にあつては、その定める率とする。	【略】

<a href="#">26</a>	【略】	1/2(沖縄県は2/3) ただし、農村振興局長が別に定める場合にあつては、その定める率	【略】
<a href="#">27</a>	【略】	【略】	【略】
<a href="#">28</a>	【略】	1/2(沖縄県は2/3)	【略】
<a href="#">29</a>	【略】	1/2(沖縄県は2/3)	【略】
<a href="#">30</a>	【略】	【略】	1 本要件類別に該当する事業のために生産される新規需要米は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第4条第3項の認定生産製造連携事業計画において定められた水田で生産されたものであることを基本とすること。 2 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
<a href="#">31</a>	【略】	1/2 (次の(1)から(6)までのいずれかに該当する地域は5.5/10、離島地域、奄美群島又は沖縄県は2/3) (1)～(6) 【略】	【略】
<a href="#">32</a>	【略】	【略】	【略】
<a href="#">33</a>	【略】	定額又は3/10以内 ただし、農村振興局長が別に定める場合にあつては、その定める率とする。	【略】

(参考様式1) 交付対象事業別概要

I～III 【略】

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画の記入について

	項目	記入上の注意
【略】	【略】	【略】
【略】	連携 【略】	【略】
21	連携施策 国土強靱化施策	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画に位置付けられている事業である場合には、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
22	連携プロジェクト	農山漁村の共生・対流等に係る連携プロジェクトに関連した取組に該当する場合には、「事業別内容」の項に「子ども農山漁村交流プロジェクト」は「1」、「農」と福祉の連携連携プロジェクトは「2」、「農親連携プロジェクト」は「3」、「空き家・廃校活用交流プロジェクト」は「4」を記入すること。なお、各プロジェクトの要件等の詳細については、活性化計画の公募案内を参照すること。
23	【略】	【略】
24	事業メニュー名	①事業メニュー名は実施要領の別表の1事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備 附帯事業」を正確に記入すること。 ② 複数の施設等整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合には要件類別毎に一行で記入すること。 ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別にあつては、「要件類別番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 ③ 実施要領の別表の1の事業メニュー番号18により活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第8条第1項に規定する防災営農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。
25	【略】	【略】
26	【略】	【略】
27	【略】	【略】
28	【略】	【略】
29	【略】	【略】
30	【略】	【略】
31	【略】	【略】
32	【略】	【略】
33	【略】	【略】
34	【略】	【略】

(参考様式1) 交付対象事業別概要

I～III 【略】

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画の記入について

	項目	記入上の注意
【略】	【略】	【略】
【略】	連携 【略】	【略】
【新設】	連携施策 【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
21	【略】	【略】
22	事業メニュー名	①事業メニュー名は実施要領の別表の1事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備 附帯事業」を正確に記入すること。 ② 複数の施設等整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合には要件類別毎に一行で記入すること。 ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別にあつては、「要件類別番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 ③ 実施要領の別表の1の事業メニュー番号18により活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第8条第1項に規定する防災営農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。
23	【略】	【略】
24	【略】	【略】
25	【略】	【略】
26	【略】	【略】
27	【略】	【略】
28	【略】	【略】
29	【略】	【略】
30	【略】	【略】
31	【略】	【略】
32	【略】	【略】

35	【略】	【略】
36	【略】	【略】
37	【略】	【略】
38	【略】	【略】
39	②ハード事業	「①事業費計」の欄のうちハード事業（実施要領の別表の1の事業メニュー番号41及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」以外の事業メニュー）に係る経費を記入すること。 また、ハード事業のうち「創意工夫発揮事業（ハード事業と一体的に実施するもの）」及び「農山漁村活性化施設附帯事業」に係る経費の合計額をそれぞれ「創意工夫発揮事業」「附帯事業」の項に記入すること。
40	③ソフト事業	「①事業費計」のうちソフト事業（実施要領の別表の1の事業メニュー番号41及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」）に係る経費を記入すること。 また、ソフト事業のうち「創意工夫発揮事業（ソフト事業と一体的に実施するもの）」に係る経費の合計額を「創意工夫発揮事業」の項に記入すること。
41	【略】	【略】
42	【略】	【略】
43	【略】	【略】
44	【略】	【略】
45	【略】	【略】
46	【略】	【略】

IV 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画

	他の施策との連携									連携プロジェクト	省略	備考
	生産製造連携計画	再生可能エネルギー供給施設整備	離島振興計画	輸出促進条件整備	耕作放棄地の解消対策	地域再生計画	総合化事業計画	定住自立圏共生ビジョン	国土強靱化施策			
省略	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載		省略	備考
事業別内容												
	省略											
××県												

注：記入に当たっては農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要（参考様式1）のIVの記入要領によること。

33	【略】	【略】
34	【略】	【略】
35	【略】	【略】
36	【略】	【略】
37	②ハード事業	「①事業費計」の欄のうちハード事業（実施要領の別表の1の事業メニュー番号47及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」以外の事業メニュー）に係る経費を記入すること。 また、ハード事業のうち「創意工夫発揮事業（ハード事業と一体的に実施するもの）」及び「農山漁村活性化施設附帯事業」に係る経費の合計額をそれぞれ「創意工夫発揮事業」「附帯事業」の項に記入すること。
38	③ソフト事業	「①事業費計」のうちソフト事業（実施要領の別表の1の事業メニュー番号47及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」）に係る経費を記入すること。 また、ソフト事業のうち「創意工夫発揮事業（ソフト事業と一体的に実施するもの）」に係る経費の合計額を「創意工夫発揮事業」の項に記入すること。
39	【略】	【略】
40	【略】	【略】
41	【略】	【略】
42	【略】	【略】
43	【略】	【略】
44	【略】	【略】

IV 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画

	他の施策との連携									新設	省略	備考
	生産製造連携計画	再生可能エネルギー供給施設整備	離島振興計画	輸出促進条件整備	耕作放棄地の解消対策	地域再生計画	総合化事業計画	定住自立圏共生ビジョン	新設			
省略	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	新設	省略	備考
事業別内容												
	省略											
××県												

注：記入に当たっては農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要（参考様式1）のIVの記入要領によること。

(参考様式2) 事前点検シート

- 【略】  
 1 計画全体について 【略】  
 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
【略】		
施設等の利用計画が作成され、その利活用の見通し等は適正か 【略】		
【略】		
活性化計画の事業進捗を図る観点から、交付対象事業について、農山漁村地域整備交付金など他の施策の活用を検討したか		

(参考様式3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画

事業別内容	省略	他の施策との連携									連携プロジェクト	省略	備考
		生産製造連携計画	再生可能エネルギー供給施設整備	離島振興計画	輸出促進条件整備	耕作放棄地の解消対策	地域再生計画	総合化事業計画	定住自立圏共生ビジョン	国土強靱化施策			
		連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載			
		省略											
××県													

注: 記入に当たっては農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要(参考様式1)のIVの記入要領によること。

(参考様式2) 事前点検シート

- 【略】  
 1 計画全体について 【略】  
 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
【略】		
施設等の利活用の見通し等は適正か 【略】		
【略】		
【新設】		

(参考様式3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画

事業別内容	省略	他の施策との連携									連携プロジェクト	省略	備考
		生産製造連携計画	再生可能エネルギー供給施設整備	離島振興計画	輸出促進条件整備	耕作放棄地の解消対策	地域再生計画	総合化事業計画	定住自立圏共生ビジョン	【新設】			
		連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載			
		省略											
××県													

注: 記入に当たっては農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要(参考様式1)のIVの記入要領によること。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。